

MSC インターナショナル エコラベル使用許諾システムー エコラベル使用区分および使用料



はじめに

MSC エコラベルの表示によって、持続可能な水産物について強くアピールしたいと望む企業のため、MSC エコラベルの使用区分および使用料について説明します。

1. エコラベルの使用区分

明確に3つに区分されています

1. 消費者向け：MSC ラベルのついた小売業者及び自社ブランドの水産製品、飲食店のメニュー、インターネット上の「消費者向け直販」ウェブサイトなど。
2. 非消費者向け：バルク包装の認証済み水産物、仕出し業者の価格表やウェブサイトなど。
3. 非営利：メディア、慈善団体や教育機関、漁業のマーケティング機関及び代表団体、認定を受けた認証機関、出版物の著者による使用など。非営利目的でのラベルの使用につきましてはMSC 日本事務所までお問い合わせください。

消費者向けと非消費者向けのラベル使用区分は、水産物を販売する企業向けのものです。

2. エコラベルの使用料

1年間に支払う使用料は、ライセンシーが販売したMSC ラベル製品の売上高に従い、下表の区分に基づいて決定されます。

使用料システムの区分

MSC ラベル製品の 売上高	消費者向け使用 (年間商標使用料+販売ロイヤリティ)	非消費者向け使用
0米ドル～200,000米ドル	250米ドル+売上の0.5%	250米ドル
200,001～500,000米ドル	1000米ドル+売上の0.5%	1000米ドル
500,000米ドル超	2000米ドル+売上の0.5%	2000米ドル

年間商標使用料

年間商標使用料の支払いは、各使用許諾年の初めに行ないます。すでにライセンシーとなっている場合は、前使用許諾年の売上高によって年間商標使用料が決定されます¹。新規ライセンシーについては、使用許諾年の売上見積り額を売上高とします。

使用許諾年の終りに、実際の売上高と過去の売上高／売上見積り額の差異に基づいた調整を行ないます。売上高の変動の結果、区分が変更となる場合には、ライセンシーへの商標使用料の一部払い戻し、または追加徴収を行ないます。

販売ロイヤリティ

これは消費者向け製品のみ適用されるもので、ライセンシーは4月1日から9月30日、10月1日から3月31日までの各半期の販売実績書をMSCIに提出します。消費者向けのMSCラベル製品の売上高に対し、0.5%が使用料として課されます。

ライセンシーは、非消費者向け製品の売上高を実績書に別途記載するよう求められることがあります（MSCIが、全てのMSCラベル製品の売上記録を保存できるようにするため）。

注1：ある企業が消費者向けと非消費者向けの製品を販売している場合、年間商標使用料については総売上高から算出し、販売ロイヤリティについては消費者向け製品の売上高に対してのみ課されます。

ライセンシーにつき1つのエコラベル使用許諾契約

各ライセンシーはエコラベル使用許諾契約を締結し、MSC認証を受けた漁業によるMSCラベル製品の売上高に応じた年間商標使用料を支払います。

商標使用料計算の一例：

消費者向けMSC製品の見積り売上高がUSD\$100,000の企業は、使用許諾年の初め（4月）に\$250の年間商標使用料を支払います。

その後、各半期（4月～9月および10月～3月）の終わりに、総売上高を計算します。仮に4月から9月までのMSCラベル製品の総売上高が\$30,000であったとすれば、その0.5% = \$150を支払います。10月から3月までに\$70,000の売上高があれば、追加の\$350を支払います。

さらに詳しい情報については Kozo.Ishii@msc.org へお問い合わせください。

¹今年の売上高の区分の変更が予想される場合には、MSCIまでご連絡ください。